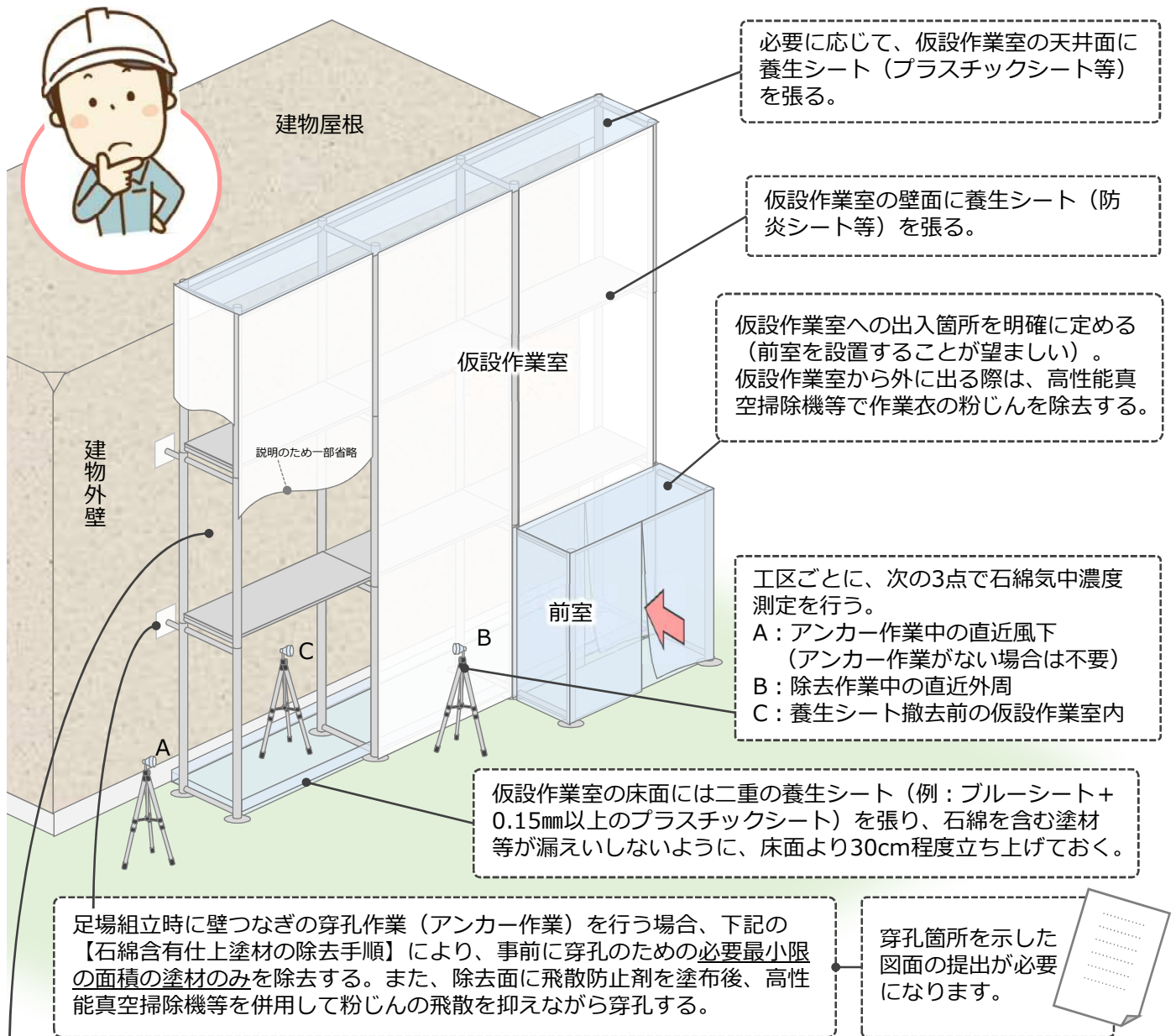


「剥離剤併用手工具ケレン工法」の取扱い

本取扱いは、札幌市において「吹付け工法、または工法が不明な石綿含有仕上塗材」を除去する場合に適用されます。（仕上塗材の施工方法の確認は、設計図面等の情報を基に客観的に行ってください。）



【石綿含有仕上塗材の除去手順】

仮設作業室の完成後…

- ①塗膜剥離剤を塗材に塗布し、湿潤化させる。
- ②湿潤状態を保ちながらスクレーパー等を用いて塗材を剥がし取る。
- ③除去した塗材を二重の廃棄物袋に密封する。
- ④連続した塗材の一部を除去する場合、除去しない塗材の端（切断面）に飛散防止剤を塗布する。

【仮設作業室の撤去手順】

- ①石綿含有仕上塗材が完全に除去されていることを確認する。
- ②高性能真空掃除機等を用いて仮設作業室内を清掃する。
- ③仮設作業室内の石綿気中濃度測定結果が1.0本/L以下であることを確認してから養生シートを撤去する。
（測定結果が1.0本/Lを超えた場合は、直ちに下記担当窓口へ連絡してください。）

「アンカー作業」又は「養生シートを張る作業」のいずれか先に行う作業の開始14日前までに大気汚染防止法に基づく「特定粉じん排出等作業実施届出書」を下記担当まで提出する必要があります。また、労働基準監督署にも届出しなければならない場合もあるため、事前に相談して作業内容の確認を受けてください。

【担当】札幌市環境局環境都市推進部環境対策課大気騒音係 TEL：011-211-2882
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目